



## 目次

- はじめに
- 2016年サーベイによる所見
- 次のステップ

# 新収益基準の適用—会社の立ち位置はどこか？

ジョー・ディレオ(Joe DiLeo)及びエリック・ナチェル(Eric Knachel) (Deloitte & Touche LLP)

## はじめに

暦年末を有する公開ビジネス事業体(及び早期適用を選択するその他の事業体)に関しては、FASBによる新収益基準<sup>1</sup>が発効するまでの残された期間が一年未満となった。したがって、会社が導入プロセスにおいてどの位置にいるかの理解が継続して重要視されている。公開会社に関しては、当該関心が、投資者及び規制者から寄せられている。例えば、SECスタッフは、登録者は、新規基準の適用だけではなく、利害関係者に対してその潜在的影響を発効日の前に伝達する準備を整えることも必要であると強調した<sup>2</sup>。当該コミュニケーションの適時性及び質は、登録者による準備の状況次第である。

2016年1月14日付の *Heads Up* において、我々は、当基準の適用及び移行に係る非公式なサーベイ(「2015年サーベイ」)の結果について議論し、いくつかの主要な見解に注目した:

- 回答者の過半数は、新基準の早期適用を予定していなかった。

<sup>1</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2014-09, *Revenue From Contracts With Customers*, as amended. 新基準の包括的議論に関しては、デロイトの *A Roadmap to Applying the New Revenue Recognition Standard* を参照のこと。

<sup>2</sup> SECスタッフにより議論されたコミュニケーションは主に、SEC Staff Accounting Bulletin (SAB) Topic 11.M, "Disclosure of the Impact That Recently Issued Accounting Standards Will Have on the Financial Statements of the Registrant When Adopted in a Future Period" (SAB 74)に準拠して要求される開示に関連していた。

- 約40パーセントの回答者は、新基準の適用にどの移行方法を使用するかを決定しておらず、すでに選択した(又は「事前学習」に言及した)者は、修正遡及アプローチよりも、完全遡及アプローチを好んでいた。
- 約四分の三の回答者は、新基準は、彼らの財務諸表に重要な影響を与える可能性がある、又は与えるであろう、と言及した。
- 半数を若干上回る回答者は新基準の導入を開始したが、ほとんどの者は適用のかなり早期段階にあった。
- 10パーセント超の回答者は、新収益基準導入のための正式な予算を設定していた。

2016年12月において、デロイトは、新収益基準の導入に係る二回目の非公式サーベイ<sup>3</sup>を実施した。当 Heads Up は、2016年サーベイの特定の結果を議論し、それらを、昨年の Heads Up において言及されたそれと比較するものである。

## 2016年サーベイによる所見

### 移行方法及び適用時期

新収益基準は、事業体に、完全遡及移行法又は修正遡及移行法のいずれかを使用する選択肢を与えている。結果として、事業体は、新基準の発効日前の数年間に開始した契約をレビューする必要がある。加えて事業体は、新収益基準の発効時に、遡及的にそれらを再計算することの潜在的困難性を考えると、遡及期間中に、収益金額の二重追跡の実施が必要となる可能性が非常に高いであろう。

図1及び2は、2016年サーベイの回答者が使用を予定している移行方法、及び彼らが新基準の早期適用を予定しているか否かを示している。

図1—新収益基準適用に当たり、どの方法を使用する予定ですか？

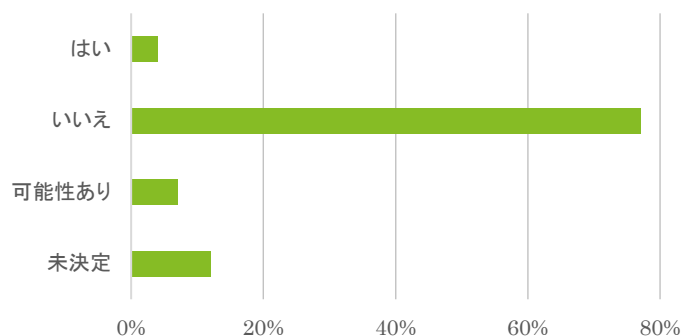
	完全遡及	修正遡及	未決定	合計
確定	6%	15%	-	21%
「暫定的に傾いている」	15%	31%	-	46%
未決定	-	-	33%	33%
合計	21%	46%	37%	100%
未確定				79%

2016年サーベイの結果と2015年の回答の比較し、我々は、移行方法に関して未だ決定していない回答者の割合が、比較的変動していないことに注目している。しかしながら、2016年の確定及び「暫定的に傾いている」との回答は、完全遡及法(21パーセント)から修正遡及法(46パーセント)へ大幅に移行していることが明らかである。2015年サーベイでは、それぞれ38パーセント及び25パーセントであった。加えて、予定された適用方法が完全遡及法である回答者は、彼らの選定の第一の理由として、「利用者のニーズを満たす比較可能性」を挙げている。

<sup>3</sup> 2016年11月及び12月において、デロイトが主催する特定のセミナーにおける参加者は、新収益基準に関して、質問書の回答を求められた。回答は、様々な産業における、200名を超える個人から受領され、その過半数は、テクノロジー、ライフ・サイエンス及びテレコミュニケーション産業からであった。

事業体が新収益基準を早期適用可能である一方、当該適用は、当基準の延期前の、発効日に限定されている。図2において示されるように、約80パーセントの2016年サーベイの回答者は、新基準を早期適用する予定はない(この数値は、2015年では、約60パーセントであった)。

図2—新収益基準を早期適用する予定ですか？

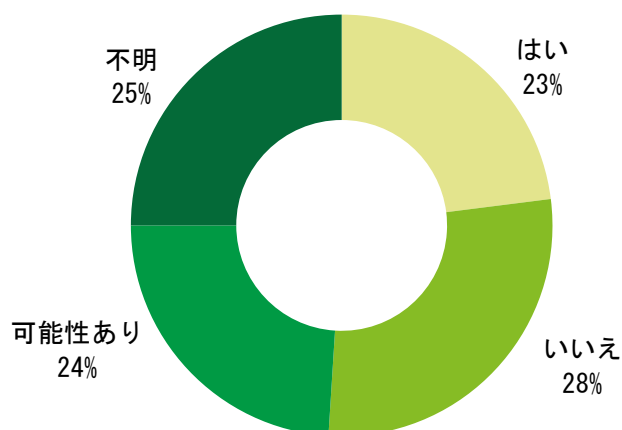


### 会計プロセス及び内部統制

新収益基準の規定の特定の側面の適用に当たり、重要なマネジメントの判断が要求される。その会計及び開示ガイダンスに準拠するため、事業体は、(1)新たな又は異なる判断を文書化し、かつ(2)彼らが、従来監視していなかった可能性がある情報の収集及び追跡を行う必要がある。したがって、事業体は、必要な情報の収集及びその信頼性の評価に関連した、内部統制、プロセス、及び情報システムを設定、修正及びテストする必要がある可能性がある。実際に、デロイトの2016年サーベイの結果は、回答者は、データ収集(関連プロセス及び情報システムを含む)、及び内部統制が、新基準導入の結果として、最も影響を受けるであろう、二つの領域であると認識していることを示している。

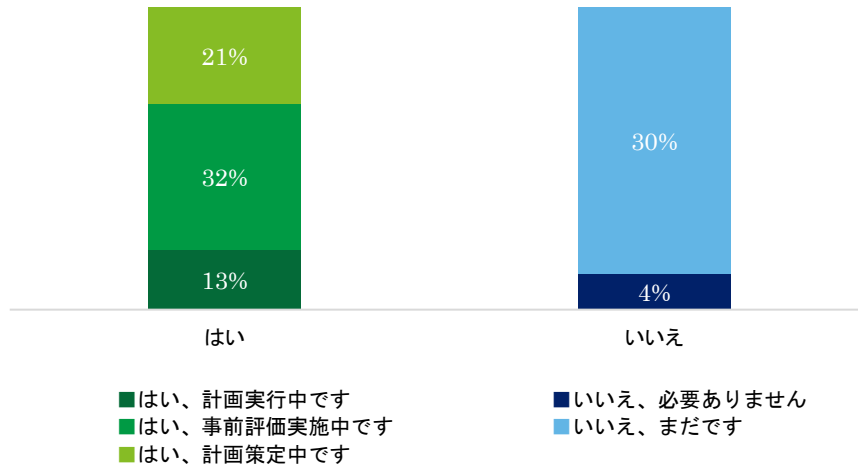
図3から図6は、事業体による、(1)新基準が、彼らの財務諸表に重要な影響を与えるであろうか否かの予想、及び(2)その導入準備の状況を示している。

図3—新基準は、重要な影響を及ぼすと予想しますか？



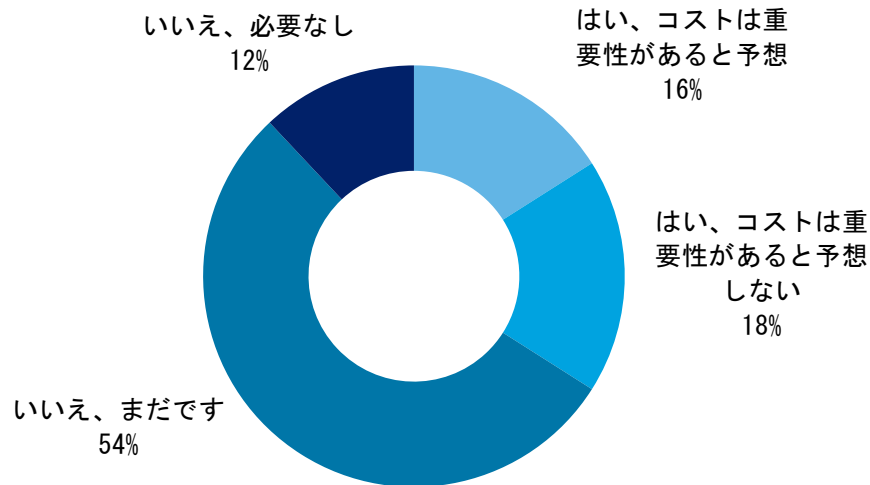
現時点で、新収益基準は財務諸表に重要な影響を与えないであろう、と言及したのは回答者の28パーセントのみであったことを考慮すると、実施時には、当基準は過半数の会社に重要な影響を与えるであろう。しかしながら、そのような見解は、図4から6で言及されている、当基準を導入する多くの回答者の準備状態と整合してないよう見受けられる。

図4—新基準の導入を開始しましたか？



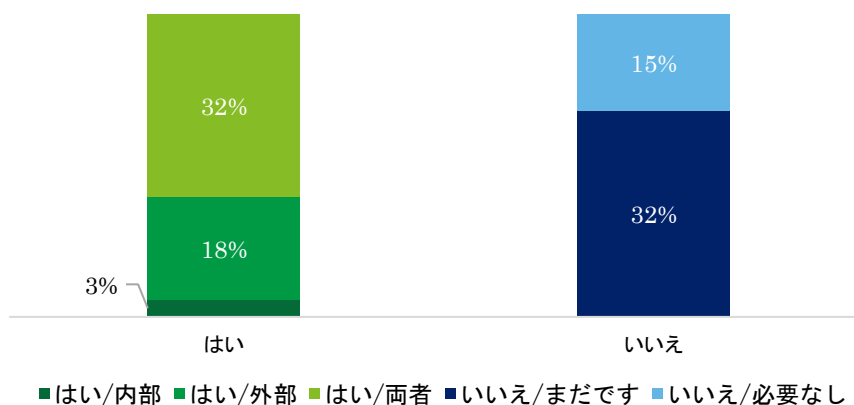
約三分の一の回答者(前年の回答者の割合を少し下回る)が、新基準の導入を未だ開始しておらず、導入を開始した回答者の大部分は、早期段階にある。

図5—導入のための予算を設定しましたか？



上記通り、大部分の回答者は、新基準導入に係る予算を未だ設定していなかった。

図 6—あなたの会社は、導入支援のため追加的人材を雇用する予定ですか？



過半数の回答者は、新収益基準導入に当たり、彼らを支援する、追加的人材を雇用する予定である。しかしながら、図 4 に示されているように、83 パーセントは、彼らの導入プロセスを未だ開始していないか、計画設定若しくは事前評価段階にある。会社が、事前評価を完了（また他の会社が開始）するに従い、追加的人材の必要性が上昇するであろうか否か、及びそうである場合、そのような人材が利用可能かどうか、気になるであろう。

### 次のステップ

新収益基準の発効日が近づくに伴い、当基準のガイダンスの導入を未だ開始していない会社や導入早期段階にある会社は、いかにして適時に適用を完了するかを批判的に評価する必要があるだろう。そのような評価は、会社のプロセス、情報システム、及び内部統制に対する大規模な変更の潜在性を考慮に入れなければならない。それはまた、それらの変更を支援する人材の獲得の検討も含まなければならない。

## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライア
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。

Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification™* のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トウシュートマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュートマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.